

解除承認基準（劇場等）

指定場所	禁止行為	解除の基準																																							
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例で火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上であること。 (2) (1)以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上であること。 表1 単位cm <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20超40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合には、次のいずれにも該当すること。 ア 舞台上で、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物（消防法第2条第7項に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 イ 煙火は、飛しょうするものでないこと。 ウ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 エ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20超40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8m未満	8m以上10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100				150																																			
	20超40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						

- オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- カ 火花を噴き出す煙火は、前ウからオのほか、次に掲げるものであること。
 - (7) 実験により特性を確認したものであること。
 - (4) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2m以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、表3に規定する高さ以内であること。

表3

	舞台部の空間の高さ		
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2m	2.5m	3m

- (9) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
 - (エ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
 - (ハ) 火花の飛散範囲内に演技者等がいらないこと。
 - (カ) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がいらないこと。
 - (キ) 消費中の煙火を移動しないこと。
 - (ク) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
 - (ケ) 必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合の同時消費数は、10個以下とすること。
- (5) その他の裸火
- ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
 - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。
 - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
- 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。
- なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上であること。

裸火使用（瞬間的な火炎による裸火）

- 1 舞台で、演技上必要なものに限ること。
- 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5 消火器具を設けること。
- 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。
 - ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
 - イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。
 - ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。

	<p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ 舞台床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(7) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4 m、最大となる火炎の幅から側方0.25 m、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(i) 火炎の危険範囲から上方1 m、側方1 m、下方0.2 mで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと（J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1 m及び周囲1 m以内には、演技者等がいないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲6 m以内には、観客がいないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは、「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、J I S A 1 3 2 3に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
<p>危険物 品 持 込 み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1 g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1 gを超え15 g以下のものは、10個（舞台部にスプリンクラー設備が</p>

		<p>設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8 m以上の劇場については、5 gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。)</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項7によること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。 ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。ただし、屋外に開放された部分に持込む場合は除く。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</p>

備考 「瞬間的な火炎による裸火」とは、裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が概ね1秒以内であるものをいう。